

協議第 13 号

使用料、手数料等の取扱いについて

使用料、手数料等の取扱いについて提出する。

平成 16 年 6 月 13 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会 長 足 立 理 秋

協定項目	15	使用料、手数料等の取扱いについて
1 公共的施設の使用料は、その施設の内容や建設年度が異なり、またその使用料が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のまま新町に引き継ぐ。 ただし、同一又は類似の施設については、負担公平の原則及び住民一体性の確保から、合併時に統一する方向で調整する。 2 手数料については、負担公平の原則及び住民一体性の確保から、合併時に統一する報告で調整する。		

平成 16 年 6 月 13 日 確認・継続審議